

重層的支援体制整備事業への「移行準備事業」の開始について

1 経緯

国では、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」を目指すために、平成29年6月に社会福祉法を改正するとともに、市町村に包括的な支援体制の整備を推進する努力義務を課し、包括的な支援体制を整備するための具体的手法として、令和2年6月、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」を新たに創設した。

2 本市の現状とこれまでの取り組み

介護、障がい、心身の健康、子ども、学校生活など様々な課題を抱える人が複数いる世帯が増えてきており、ひとつの窓口、一つの支援機関だけでは解決しづらい相談が増加している。また、ゴミ屋敷、義務教育修了後の若者支援、外国人人口の増加など、既存の制度では支えきれない、いわば「はざまの課題」を抱える世帯も増えてきている。

本市においては、「第4期恵庭市地域福祉計画」の中で、相談支援窓口・体制を充実させるために包括的な相談体制整備の検討を行うこととしているため、「重層的支援体制整備事業」を活用し、今年度より同事業への「移行準備事業（令和6～7年度）」を開始した。

（これまでの取組内容）

令和6年6月10日 / 重層的支援及びケアラー支援推進事業調整会議（庁内会議）

令和6年6月25日 / 恵庭市社会福祉審議会

令和6年7月 1日 / 「恵庭市重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施計画」
「恵庭市重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施要綱」
策定

令和6年7月24日～25日 / 先進地視察（京都府長岡京市・大阪府交野市）

令和6年8月23日 / 職場内先進地視察報告会を実施（庁内外より31名参加）

令和6年9月 6日 / 先進自治体との行政事務に関する情報交換会（茨城県古河市）

令和6年9月27日 / 恵庭市重層的支援及びケアラー支援検討会（外部検討会）

3 今後の取り組み

制度の「はざま」にあるニーズや世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、相談先が分からないなどの問題を解決するため、『属性』を問わない福祉の相談窓口を開設する。

既存の相談体制は維持したまま、他部署で受け止めた複雑化・複合化した課題を抱える世帯について、相談先の交通整理や、関係機関と連携した支援を展開するなど対応力を高めながら、令和8年度からの「重層的支援体制整備事業」本格実施を目指す。

（取組予定内容）

令和6年11月／制度の「はざま」にあるニーズに対応するための相談窓口を開設予定